

寄附金控除(ふるさと納税など)を受けられる方へ

あなたが国や地方公共団体(ふるさと納税)、特定公益増進法人などに対し、2,000円を超える寄附をした場合には、寄附金控除の適用を受けることができます。

I 寄附金控除の対象となる寄附金について

寄附金の区分		所得控除	税額控除 ^(※2)
1	国に対する寄附金	○	-
2	地方公共団体に対する寄附金(ふるさと納税)	○	-
3	指定寄附金	○	Ⓐ ^(※3)
特定公益増進法人に 対する寄附金	① 独立行政法人	○	Ⓐ ^(※3)
	② 一定の要件を満たす地方独立行政法人	○	-
	③ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社	○	-
	④ 公益社団法人・公益財団法人	○	Ⓐ
	⑤ 私立学校法人で、学校、専修学校及び各種学校の設置を主たる目的とする法人	○	
	⑥ 社会福祉法人	○	
	⑦ 更生保護法人	○	
5	一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭	○	-
NPO法人に 対する寄附金	① 都道府県知事・指定都市市長が認定したNPO法人等	○	Ⓑ
	② ①以外のNPO法人	×	-
政治活動に 関する寄附金	① 政党(支部を含みます。)、政治資金団体	○	Ⓒ
	② 資金管理団体、その他の政治団体、一定の公職の候補者	○	-
8	特定新規中小会社が発行した特定新規株式の取得に要した金額のうち一定の金額	○	-

- ※1 学校の入学に関してするもの、寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるもの及び政治資金規正法に違反するものなどは、控除の対象になりません。
- ※2 「税額控除」欄にⒶⒷⒸのいずれかの記載がある寄附金であって、一定の要件を満たすものについては、所得控除に代えて税額控除を選択することができます。控除の種類及び添付書類については、IIをご覧ください。
- ※3 国立大学法人、公立大学法人及び一定の独立行政法人の行う修学支援事業に充てられる寄附金については、税額控除の適用の対象となります。
- ※4 寄附金控除の対象となるかご不明な場合は、寄附先の団体等にご確認ください。

II 確定申告で寄附金控除を受けるための手続

寄附金控除の適用を受けるためには、所得税及び復興特別所得税(以下「所得税」といいます。)の確定申告書に次の書類を添付して、所轄税務署に提出する必要があります。

「所得控除」を適用する場合の添付書類

共通に必要な書類(1~6)	寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領証(領収書)
I区分の寄附金に 必要書類 のて	4 ②、⑤ 特定公益増進法人である旨の証明書の写し
	5 特定公益信託である旨の認定書の写し
	7 選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」 ※ 確定申告書を提出するまでに、「寄附金(税額)控除のための書類」の交付が間に合わない場合は、その書類に代えて寄附金の受領証の写しを添付して確定申告をし、後日、その書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。

※ Iの8の寄附金について控除の適用を受ける場合は、一定の計算明細書や確認書等が必要になります。
詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

「税額控除」を適用する場合の添付書類

Ⓐ 公益社団法人等寄附金特別控除(租税特別措置法第41条の18の3)	・公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書 ・一定の証明書等(寄附先の法人により異なります。)
Ⓑ 認定NPO法人等寄附金特別控除(租税特別措置法第41条の18の2)	・認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書 ・認定NPO法人等から交付された一定の事項を証する書類
Ⓒ 政党等寄附金特別控除(租税特別措置法第41条の18)	・政党等寄附金特別控除額の計算明細書 ・選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」

※ 税額控除を適用する場合の、各種「計算明細書」及び添付書類についての詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

「所得控除」又は「税額控除」のいずれかを選択し適用した場合には、その後の修正申告や更正の請求において、選択を変更することはできませんので、ご注意ください。なお、いずれの控除を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や寄附金の額などにより異なります。

III ふるさと納税ワンストップ特例について

ふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、各ふるさと納税先の自治体にふるさと納税ワンストップ特例の申請を行われた方は、原則として、所得税の確定申告は不要です(所得税の控除額も個人住民税から控除されます。)

ふるさと納税の申告漏れにご注意ください!!

次の場合に該当する方は、ワンストップ特例の申請を行った場合であっても、ワンストップ特例を適用することができなくなり、その年のふるさと納税の全額について、所得税の確定申告を行う必要がありますのでご注意ください。

- ① 所得税の確定申告書を提出する場合(医療費控除の適用を受けるために、確定申告をする場合など)
- ② ふるさと納税先の自治体数が6団体以上となる場合

インターネットで寄附金控除の申告ができます

用意した書類を見ながら画面の案内どおりに入力するだけで、自動計算でアツという間に申告書が完成！

年末調整済みの給与所得者が、寄附金控除の申告をする場合の入力例

1 国税庁HPの確定申告書等作成コーナーにアクセスします

作成コーナー

スマートフォンをご利用の方は専用の見やすい画面で入力できます。

初めてのの方はこちらから！

2 源泉徴収票の内容を入力します

①支払金額 6,800,000円
 ②所得控除の額の合計額 2,508,484円
 ③源泉徴収税額 146,600円

平成30年分 給与所得の源泉徴収票

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	6,800,000	4,920,000	2,508,484	146,600

支払金額: 6,800,000円
 所得控除の額の合計額: 2,508,484円
 源泉徴収税額: 146,600円

3 寄附金の受領証の内容を入力します

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

寄附金の種類
 都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと納税など）

寄附金の受領証
 住所 ○○市△△町×-××-×
 氏名 国税 太郎 様

支出した寄附金の金額 30,000円

寄附金の所在地（全角28文字）
 ○○県○市1-1-1

平成30年●月●日

○●県○市1-1-1
 ○●市長 △△ 一郎

4 氏名やマイナンバーを入力して申告書の完成です

平成30年分の確定申告書A (FA0114)

住所 ○○市△△町×-××-×
 氏名 国税 太郎

税額計算も自動で！
 間違いがありません！

分からないところは
 電話で
 問合せできます！

5 申告書を提出します

e-Taxで送信

書面提出

申告書をデータで送信して申告は完了です。
 e-Taxをご利用いただく場合は事前の準備が必要です。
 詳しくは、確定申告書等作成コーナー内の案内をご覧ください。

自宅のプリンタで申告書を印刷し、添付書類と一緒に郵送などで提出します。
 プリンタが無い方でも、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用して印刷できます。

申告手続等にはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が毎回必要です。

- 本人確認書類とは、例1：マイナンバーカード
 例2：通知カード及び運転免許証 など
- e-Taxを利用すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。